

## 用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

赤字：今回改正箇所

(R4.3.4 改正)

新	旧																																								
<b>用地調査等業務費積算基準</b>	<b>用地調査等業務費積算基準</b>																																								
<b>第1 適用範囲</b>	<b>第1 適用範囲</b>																																								
1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、中国地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。	1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、中国地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。																																								
(省略)	(省略)																																								
<b>第3 業務費の内容及び積算</b>	<b>第3 業務費の内容及び積算</b>																																								
<b>1 直接原価</b>	<b>1 直接原価</b>																																								
直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。	直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。																																								
(1) 直接人件費	(1) 直接人件費																																								
イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。	イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。																																								
ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。	ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。																																								
ロ 補正率の取扱い	ロ 補正率の取扱い																																								
各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に示す方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。	各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に示す方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。																																								
なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見積を微収するものとする。	なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見積を微収するものとする。																																								
(例示) 木造建物A（表6-5）の場合	(例示) 木造建物A（表6-5）の場合																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種</th> <th style="text-align: center;">(基準値) 規 模 70m<sup>2</sup>以上 130m<sup>2</sup>未満</th> <th style="text-align: center;">補正率</th> <th style="text-align: center;">(補正值) 規 模 200m<sup>2</sup>以上 300m<sup>2</sup>未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技師 A</td> <td style="color: red; text-align: center;">0 . 6 8人</td> <td style="text-align: center;">1 . 8 0</td> <td style="color: red; text-align: center;">1 . 2 2人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td style="color: red; text-align: center;">2 . 0 8人</td> <td style="text-align: center;">1 . 8 0</td> <td style="color: red; text-align: center;">3 . 7 4人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td style="color: red; text-align: center;">1 . 4 2人</td> <td style="text-align: center;">1 . 8 0</td> <td style="color: red; text-align: center;">2 . 5 5人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td style="color: red; text-align: center;">0 . 1 3人</td> <td style="text-align: center;">1 . 8 0</td> <td style="color: red; text-align: center;">0 . 2 3人</td> </tr> </tbody> </table>	職種	(基準値) 規 模 70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	補正率	(補正值) 規 模 200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0 . 6 8人	1 . 8 0	1 . 2 2人	技師 B	2 . 0 8人	1 . 8 0	3 . 7 4人	技師 C	1 . 4 2人	1 . 8 0	2 . 5 5人	技師 D	0 . 1 3人	1 . 8 0	0 . 2 3人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種</th> <th style="text-align: center;">(基準値) 規 模 70m<sup>2</sup>以上 130m<sup>2</sup>未満</th> <th style="text-align: center;">補正率</th> <th style="text-align: center;">(補正值) 規 模 200m<sup>2</sup>以上 300m<sup>2</sup>未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技師 A</td> <td style="color: red; text-align: center;">0 . 5 1人</td> <td style="text-align: center;">1 . 8 0</td> <td style="color: red; text-align: center;">0 . 9 1人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td style="color: red; text-align: center;">1 . 5 5人</td> <td style="text-align: center;">1 . 8 0</td> <td style="color: red; text-align: center;">2 . 7 9人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td style="color: red; text-align: center;">1 . 1 0人</td> <td style="text-align: center;">1 . 8 0</td> <td style="color: red; text-align: center;">1 . 9 8人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td style="color: red; text-align: center;">0 . 1 2人</td> <td style="text-align: center;">1 . 8 0</td> <td style="color: red; text-align: center;">0 . 2 1人</td> </tr> </tbody> </table>	職種	(基準値) 規 模 70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	補正率	(補正值) 規 模 200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0 . 5 1人	1 . 8 0	0 . 9 1人	技師 B	1 . 5 5人	1 . 8 0	2 . 7 9人	技師 C	1 . 1 0人	1 . 8 0	1 . 9 8人	技師 D	0 . 1 2人	1 . 8 0	0 . 2 1人
職種	(基準値) 規 模 70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	補正率	(補正值) 規 模 200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満																																						
技師 A	0 . 6 8人	1 . 8 0	1 . 2 2人																																						
技師 B	2 . 0 8人	1 . 8 0	3 . 7 4人																																						
技師 C	1 . 4 2人	1 . 8 0	2 . 5 5人																																						
技師 D	0 . 1 3人	1 . 8 0	0 . 2 3人																																						
職種	(基準値) 規 模 70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	補正率	(補正值) 規 模 200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満																																						
技師 A	0 . 5 1人	1 . 8 0	0 . 9 1人																																						
技師 B	1 . 5 5人	1 . 8 0	2 . 7 9人																																						
技師 C	1 . 1 0人	1 . 8 0	1 . 9 8人																																						
技師 D	0 . 1 2人	1 . 8 0	0 . 2 1人																																						
注 補正率は、表6-6で定める率である。	注 補正率は、表6-6で定める率である。																																								
(省略)	(省略)																																								

新

旧

## 第6 建物等の調査

(省略)

### 4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6-3によるものとする。

表6-3

区分	判断基準
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

#### （1）木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-4

区分	判断基準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なもの を除く

表6-5

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
木造建物A	棟	70m <sup>2</sup> 以上	主任技師	—	—	—	—	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	
			技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人		
		130m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人		
			技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人		
			技師 D	—	—	0.13	0.13人		
			主任技師	—	—	—	—		

## 第6 建物等の調査

(省略)

### 4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6-3によるものとする。

表6-3

区分	判断基準
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

#### （1）木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-4

区分	判断基準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なもの を除く

表6-5

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
木造建物A	棟	70m <sup>2</sup> 以上	主任技師	—	—	—	—	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	
			技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51人		
		130m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55人		
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10人		
			技師 D	—	—	0.12	0.12人		
			主任技師	—	—	—	—		

新										旧									
木造建物B	棟	70m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人		木造建物B	棟	70m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56人			
			技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人					技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79人			
		130m <sup>2</sup> 未満	技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人				130m <sup>2</sup> 未満	技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28人			
			技師 D	—	—	0.13	0.13人					技師 D	—	—	0.12	0.12人			
木造建物C	棟	70m <sup>2</sup> 以上	主任技師	—	—	—	—		木造建物C	棟	70m <sup>2</sup> 以上	主任技師	—	—	—	—			
			技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人	技師 A			0.21	0.09	0.09	0.39人					
		130m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人	130m <sup>2</sup> 未満		技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10人					
			技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64人					
			技師 D	—	—	0.10	0.10人			技師 D	—	—	0.12	0.12人					

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛け含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りを要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りを要する費用

表6-6

建物延べ面積	70m <sup>2</sup> 未満	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	130m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

300m <sup>2</sup> 以上 450m <sup>2</sup> 未満	450m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 1,400m <sup>2</sup> 未満
2 . 4 0	3 . 0 0	4 . 0 0	5 . 3 0

## (2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。

ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造特殊建物	棟	50m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師 A	0.70	0.25	—	0.95人	
		70m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技師 C	—	2.10	0.46	2.56人	

建物延べ面積	70m <sup>2</sup> 未満	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	130m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

300m <sup>2</sup> 以上 450m <sup>2</sup> 未満	450m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 1,400m <sup>2</sup> 未満
2 . 4 0	3 . 0 0	4 . 0 0	5 . 3 0

## (2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。

ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造特殊建物	棟	50m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人	
			技師 A	0.74	2.43	—	3.17人	
			技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09人	
		70m <sup>2</sup> 未満	技師 C	—	0.27	0.06	0.33人	

## 新

		技師 D	—	—	<u>0.22</u>	<u>0.22</u> 人	
--	--	------	---	---	-------------	---------------	--

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-8

建物延べ面積	50m <sup>2</sup> 未満	50m <sup>2</sup> 以上 70m <sup>2</sup> 未満	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	130m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 700m <sup>2</sup> 未満
2.60	3.50	4.70

## (3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-9

区分	構造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表6-10

区分	判断基準	補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類する	1.3

## 旧

		技師 D	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12</u> 人	
--	--	------	---	---	-------------	---------------	--

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-8

建物延べ面積	50m <sup>2</sup> 未満	50m <sup>2</sup> 以上 70m <sup>2</sup> 未満	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	130m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 700m <sup>2</sup> 未満
2.60	3.50	4.70

## (3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-9

区分	構造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表6-10

区分	判断基準	補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類する	1.3

新

旧

	もの	
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うこ とが相当なものを除く	0.7

構造計算を行わない場合

表6-11

区分	単位	規 模	職 種	外 業			内 業			計	備 考	
				調査	図面等	算定	調査	図面等	算定			
非木造建物 A	棟	200m <sup>2</sup> 以上	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	1.08	3.60	—	4.68人					
		400m <sup>2</sup> 未満	技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86人					
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93人					
			技師 D	—	—	0.23	0.23人					
非木造建物 B	棟	200m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.83	2.76	—	3.59人					
		400m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34人					
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95人					
			技師 D	—	—	0.21	0.21人					
非木造建物 C	棟	200m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.82	2.18	—	3.00人					
		400m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83人					
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90人					
			技師 D	—	—	0.26	0.26人					
非木造建物 D	棟	70m <sup>2</sup> 以上	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.41	0.17	0.11	0.69人					
		130m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人					
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人					
			技師 D	—	—	0.18	0.18人					

構造計算を行う場合

区分	単位	規 模	職 種	外 業			内 業			計	備 考	
				調査	図面等	算定	調査	図面等	算定			
非木造建物 A	棟	200m <sup>2</sup> 以上	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	1.08	11.43	—	12.51人					
		400m <sup>2</sup> 未満	技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86人					
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93人					
			技師 D	—	—	0.23	0.23人					
非木造建物 B	棟	200m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.83	9.47	—	10.30人					
		400m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34人					
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95人					
			技師 D	—	—	0.21	0.21人					
非木造建物 C	棟	200m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.82	7.17	—	7.99人					
		400m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83人					
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90人					
			技師 D	—	—	0.26	0.26人					
非木造建物 D	棟	70m <sup>2</sup> 以上	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.41	1.52	0.11	2.04人					
		130m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人					
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人					
			技師 D	—	—	0.18	0.18人					

構造計算を行わない場合

表6-11

区分	単位	規 模	職 種	外 業			内 業			計	備 考	
				調査	図面等	算定	調査	図面等	算定			
非木造建物 A	棟	200m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.87	0.42	—	0.30	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.87	1.81	—	2.68人					
		400m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.87	3.62	—	5.84人					
			技師 C	—	0.27	—	0.39					
			技師 D	—	—	—	0.12					
非木造建物 B	棟	200m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.67	0.42	—	0.30	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.67	1.41	—	2.08人					
		400m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.67	2.71	—	4.53人					
			技師 C	—	0.27	—	0.39					
			技師 D	—	—	—	0.12					
非木造建物 C	棟	200m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.98	0.19	—	0.19	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.98	1.41	—	2.39人					
		400m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.98	2.97	—	4.76人					
			技師 C	—	0.27	—	0.39					
			技師 D	—	—	—	0.12					
非木造建物 D	棟	70m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.41	0.12	—	0.06	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.41	1.47	—	2.15人					
		130m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.41	0.66	—	1.26人					
			技師 C	—	—	—	0.12					
			技師 D	—	—	—	0.12					

構造計算を行う場合

区分	単位	規 模	職 種	外 業			内 業			計	備 考	
				調査	図面等	算定	調査	図面等	算定			
非木造建物 A	棟	200m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.87	0.42	—	0.30	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.87	9.64	—	10.51人					
		400m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.87	3.62	—	5.84人					
			技師 C	—	0.27	—	0.39					
			技師 D	—	—	—	0.12					
非木造建物 B	棟	200m <sup>2</sup> 以上	主任技師	0.67	0.42	—	0.30	用途による区分 イの場合			用途による区分 イの場合	
			技師 A	0.67	8.12	—	8.79人					

## 新

## 旧

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。  
ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-12

建物延べ面積	200m <sup>2</sup> 未満 400m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 以上	400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 1,500m <sup>2</sup> 未満	1,500m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000m <sup>2</sup> 以上 3,000m <sup>2</sup> 未満	3,000m <sup>2</sup> 以上 4,000m <sup>2</sup> 未満	4,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満	5,000m <sup>2</sup> 以上 7,000m <sup>2</sup> 未満	7,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満	10,000m <sup>2</sup> 以上 15,000m <sup>2</sup> 未満	15,000m <sup>2</sup> 以上 21,000m <sup>2</sup> 未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

## (4) 建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-13によって行うものとする。

表6-13

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
建物の見積	棟	主任技師 技師 A	— —	— 0.77	0.28 0.30	0.28人 1.07人		

注 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

## 5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-14によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-15により行うものとする。

表6-14

区分	区分の細目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。  
ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛けに含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-12

建物延べ面積	200m <sup>2</sup> 未満 400m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 以上	400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 1,500m <sup>2</sup> 未満	1,500m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000m <sup>2</sup> 以上 3,000m <sup>2</sup> 未満	3,000m <sup>2</sup> 以上 4,000m <sup>2</sup> 未満	4,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満	5,000m <sup>2</sup> 以上 7,000m <sup>2</sup> 未満	7,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満	10,000m <sup>2</sup> 以上 15,000m <sup>2</sup> 未満	15,000m <sup>2</sup> 以上 21,000m <sup>2</sup> 未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

## 5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-14により行うものとする。

表6-13

区分	区分の細目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

新

旧

表6-15

区分	単位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調査	図面等	算定			
法令適合性調査 (1) 木造建物	棟	——	技師 A 技師 B 技師 C	— — —	— 0.43 0.43	0.06 0.18 —	0.06人 0.61人 0.43人		
法令適合性調査 (2) 木造建物	棟	——	技師 A 技師 B 技師 C	— — —	— 1.18 1.12	0.06 0.43 —	0.06人 1.61人 1.12人		
法令適合性調査 (3) 木造建物・ 非木造建物	棟	——	技師 A 技師 B 技師 C	— — —	— 0.75 0.68	0.06 0.31 —	0.06人 1.06人 0.68人		

表6-14

区分	単位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調査	図面等	算定			
法令適合性調査 (1) 木造建物	棟	——	技師 A 技師 B 技師 C	— — —	— 0.43 0.43	0.06 0.18 —	0.06人 0.61人 0.43人		
法令適合性調査 (2) 木造建物	棟	——	技師 A 技師 B 技師 C	— — —	— 1.18 1.12	0.06 0.43 —	0.06人 1.61人 1.12人		
法令適合性調査 (3) 木造建物・ 非木造建物	棟	——	技師 A 技師 B 技師 C	— — —	— 0.75 0.68	0.06 0.31 —	0.06人 1.06人 0.68人		

## 6 工作物の調査

### (1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キューピクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

#### イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-16の区分によるものとする。

表6-16

区 分	判 断 基 準
機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が200m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞄製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鑄物、鍛造等の鍛造製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業

## 6 工作物の調査

### (1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キューピクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

#### イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-15の区分によるものとする。

表6-15

区 分	判 断 基 準
機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が200m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞄製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鑄物、鍛造等の鍛造製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業

## 新

## 旧

	ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輌部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輌製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器、測定器、試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

## □ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-17

区分	単位	規模	職種	外業		計	備考
				調査	図面等		
機械設備A	事業所	設置面積 100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人
			技師 D	—	—	0.22	0.22人
機械設備B	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備C	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備D	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-18の補正率表を適用するものとする。

	ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輌部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輌製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器、測定器、試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

## □ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-16により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-16

区分	単位	規模	職種	外業		計	備考
				調査	図面等		
機械設備A	事業所	設置面積 100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人
			技師 D	—	—	0.22	0.22人
機械設備B	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備C	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備D	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。

## 新

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

## 機械設備Aの場合

表6-18

機械設備の面積	100m <sup>2</sup> 未満 200m <sup>2</sup> 未満	100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 以上
補正率	0.80	1.00

## 機械設備B、C及びDの場合

機械設備の面積	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 1,500m <sup>2</sup> 未満	1,500m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満	2,000m <sup>2</sup> 以上 3,000m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満	5,000m <sup>2</sup> 以上 8,000m <sup>2</sup> 未満	8,000m <sup>2</sup> 以上 12,000m <sup>2</sup> 未満	12,000m <sup>2</sup> 以上 20,000m <sup>2</sup> 未満	20,000m <sup>2</sup> 以上 30,000m <sup>2</sup> 未満	30,000m <sup>2</sup> 以上 40,000m <sup>2</sup> 未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

## ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-19](#)によって行うものとする。

表6-19

区分	単位	職種	内業			計	備考
			外業 調査	内業 図面等	内業 算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超える50パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

## (2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

## 旧

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

## 機械設備Aの場合

表6-17

機械設備の面積	100m <sup>2</sup> 未満 200m <sup>2</sup> 未満	100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 以上
補正率	0.80	1.00

## 機械設備B、C及びDの場合

機械設備の面積	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 1,500m <sup>2</sup> 未満	1,500m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満	2,000m <sup>2</sup> 以上 3,000m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満	5,000m <sup>2</sup> 以上 8,000m <sup>2</sup> 未満	8,000m <sup>2</sup> 以上 12,000m <sup>2</sup> 未満	12,000m <sup>2</sup> 以上 20,000m <sup>2</sup> 未満	20,000m <sup>2</sup> 以上 30,000m <sup>2</sup> 未満	30,000m <sup>2</sup> 以上 40,000m <sup>2</sup> 未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

## ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-18](#)によって行うものとする。

表6-18

区分	単位	職種	内業			計	備考
			外業 調査	内業 図面等	内業 算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛けを100パーセントを超える50パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛けである。

## (2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

## 新

## 旧

## イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、[表6-20](#)の区分によるものとする。

表6-20

区分	判断基準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

## ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表6-21](#)により行うものとする。  
ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-21

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
生産設備A	設備当たり	設置面積 300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人		
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56人		
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43人		
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78人		
			技師 D	—	—	0.15	0.15人		
生産設備B	設備当たり	設置面積 300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人		
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74人		
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75人		
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11人		
			技師 D	—	—	0.19	0.19人		
生産設備C	設備当たり	設置面積 300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人		
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52人		
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11人		
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69人		
			技師 D	—	—	0.17	0.17人		

## イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、[表6-19](#)の区分によるものとする。

表6-19

区分	判断基準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

## ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表6-20](#)により行うものとする。  
ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-20

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
生産設備A	設備当たり	設置面積 300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人		
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56人		
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43人		
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78人		
			技師 D	—	—	0.15	0.15人		
生産設備B	設備当たり	設置面積 300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人		
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74人		
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75人		
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11人		
			技師 D	—	—	0.19	0.19人		
生産設備C	設備当たり	設置面積 300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人		
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52人		
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11人		
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69人		
			技師 D	—	—	0.17	0.17人		

新								旧							
生産設備D	箇 所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	生産設備D	箇 所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31人				技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31人
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79人				技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79人
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34人				技師 C	0.13	0.21	—	0.34人
			技師 D	—	—	0.17	0.17人				技師 D	—	—	0.17	0.17人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表6-22](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

  

設備の延べ面積	300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上800m <sup>2</sup> 未満	800m <sup>2</sup> 以上1,300m <sup>2</sup> 未満	1,300m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

  

2,000m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満	3,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満	5,000m <sup>2</sup> 以上7,000m <sup>2</sup> 未満	7,000m <sup>2</sup> 以上9,000m <sup>2</sup> 未満
3.40	4.70	6.20	7.50

  

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-23](#)によって行うものとする。

[表6-23](#)

  

区分	単位	職種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人	

  

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超える50パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものをいう。

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、[表6-24](#)によるものとする。

  

設備の延べ面積	300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上800m <sup>2</sup> 未満	800m <sup>2</sup> 以上1,300m <sup>2</sup> 未満	1,300m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

  

2,000m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満	3,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満	5,000m <sup>2</sup> 以上7,000m <sup>2</sup> 未満	7,000m <sup>2</sup> 以上9,000m <sup>2</sup> 未満
3.40	4.70	6.20	7.50

  

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-22](#)によって行うものとする。

[表6-22](#)

  

区分	単位	職種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人	

  

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超える50パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものをいう。

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、[表6-23](#)によるものとする。

新

旧

表6-24

区分	判断基準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150m <sup>2</sup> 未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150m <sup>2</sup> から200m <sup>2</sup> 程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200m <sup>2</sup> から600m <sup>2</sup> 程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600m <sup>2</sup> から1,000m <sup>2</sup> 程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600m<sup>2</sup>以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600m<sup>2</sup>未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

□ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表6-25](#)により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-25

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
住宅敷地A	戸	敷地面積 150m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人		
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人		
			技師 D	—	—	0.06	0.06人		
住宅敷地B	戸	敷地面積 150m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人		
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
住宅敷地C	戸	敷地面積 200m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人		
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人		
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地A	戸	敷地面積 600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人		
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人		
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人		

表6-23

区分	判断基準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150m <sup>2</sup> 未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150m <sup>2</sup> から200m <sup>2</sup> 程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200m <sup>2</sup> から600m <sup>2</sup> 程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600m <sup>2</sup> から1,000m <sup>2</sup> 程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600m<sup>2</sup>以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600m<sup>2</sup>未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

□ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表6-24](#)により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-24

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
住宅敷地A	戸	敷地面積 150m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人		
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人		
			技師 D	—	—	0.06	0.06人		
住宅敷地B	戸	敷地面積 150m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人		
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
住宅敷地C	戸	敷地面積 200m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人		
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人		
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地A	戸	敷地面積 600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人		
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人		
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人		

新									旧								
			技師 D	—	—	0.07	0.07人					技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	技師 A 0.91	0.19	0.13	1.23人			農家敷地B	戸	敷地面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	技師 A 0.91	0.19	0.13	1.23人		
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	技師 A 0.41	0.23	0.22	0.86人			工場等の敷地	箇所	敷地面積 500m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	技師 A 0.41	0.23	0.22	0.86人		
独立工作物	箇所	—	技師 A 0.13	0.12	0.12	0.37人			独立工作物	箇所	—	技師 A 0.13	0.12	0.12	0.37人		
			技師 B 0.91	—	1.11	2.02人						技師 B 0.91	—	1.11	2.02人		
			技師 C 0.91	3.90	1.01	5.82人						技師 C 0.91	3.90	1.01	5.82人		
			技師 D —	—	0.13	0.13人						技師 D —	—	0.13	0.13人		

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表6-26](#)の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

[表6-26](#)

敷地の面積	500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満	2,000m <sup>2</sup> 以上 4,000m <sup>2</sup> 未満	4,000m <sup>2</sup> 以上 8,000m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000m <sup>2</sup> 以上 12,000m <sup>2</sup> 未満	12,000m <sup>2</sup> 以上 20,000m <sup>2</sup> 未満	20,000m <sup>2</sup> 以上 28,000m <sup>2</sup> 未満
5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積  
独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-27](#)によって行うものとする。

[表6-27](#)

区分	単位	職種	外業			内業		計	備考
			調査	図面等	算定				
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人			

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表6-25](#)の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

[表6-25](#)

敷地の面積	500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満	2,000m <sup>2</sup> 以上 4,000m <sup>2</sup> 未満	4,000m <sup>2</sup> 以上 8,000m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000m <sup>2</sup> 以上 12,000m <sup>2</sup> 未満	12,000m <sup>2</sup> 以上 20,000m <sup>2</sup> 未満	20,000m <sup>2</sup> 以上 28,000m <sup>2</sup> 未満
5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積  
独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-26](#)によって行うものとする。

[表6-26](#)

区分	単位	職種	外業			内業		計	備考
			調査	図面等	算定				
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人			

新							旧																				
		技師 C	-	0.22	-	0.22人				技師 C	-	0.22	-	0.22人													
注1	類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。						注1	類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。																			
注2	本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。						注2	本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。																			
(4) 立竹木の調査及び算定							(4) 立竹木の調査及び算定																				
立竹木の調査及び算定は、 <a href="#">表6-28</a> の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、 <a href="#">表6-29</a> により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。							立竹木の調査及び算定は、 <a href="#">表6-27</a> の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、 <a href="#">表6-28</a> により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。																				
直接人件費 = (単位当たり直接人件費 × $\frac{\text{調査対象面積}}{1,000}$ )							直接人件費 = (単位当たり直接人件費 × $\frac{\text{調査対象面積}}{1,000}$ )																				
ただし、 <a href="#">表6-28</a> の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3)附帯工作物に含めて調査するものとする。							ただし、 <a href="#">表6-27</a> の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3)附帯工作物に含めて調査するものとする。																				
<a href="#">表6-28</a>																											
区分	判断基準						区分	判断基準																			
庭木等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。	A	観賞樹	観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。	①	高木	モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。	②	株物	アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくならないものをいう。	③	玉物	マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくならないものをいう。	④	生垣	宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。	⑤	特殊樹	①～④に該当するものを除く。								
	B	利用樹	防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。	C	風致木	名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。	D	地被類	観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。	①	木本系	ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。	②	草本系	リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。	E	芝類	観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。	①	日本芝	高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。	②	西洋芝	ケンタッキーブルーフラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。	F	ツル性類	観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、

[表6-27](#)

新		旧	
	<p>棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G その 他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>		<p>棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G その 他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。	用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。	薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。	竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。	苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表6-29

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38人	
薪炭林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51人	
収穫樹	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55人	
竹林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28人	

表6—28

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
用材林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人		
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37人		
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人		
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38人		
薪炭林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人		
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57人		
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35人		
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51人		
収穫樹	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。	
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56人		
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63人		
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55人		
竹林	1,000m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人		
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人		
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人		
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28人		

新										旧											
苗木 (植木畑)	1,000m <sup>2</sup>	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査及び算定を含む。	苗木 (植木畑)	1,000m <sup>2</sup>	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査及び算定を含む。				
注 調査区域の地形等によって表6-30の補正を行うものとする。																					
表6-30																					
地 形	判 断 基 準						補正率		地 形	判 断 基 準						補正率					
平 坦 地	平坦な土地						1.00		平 坦 地	平坦な土地						1.00					
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地						1.00		丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地						1.00					
傾 斜 地	かなり勾配のある土地						1.30		傾 斜 地	かなり勾配のある土地						1.30					
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30°以上）						1.40		急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30°以上）						1.40					
(5) 庭園の調査及び算定																					
庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表6-31によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-32により行うものとする。																					
表6-31																					
区 分	判 断 基 準										区 分	判 断 基 準									
庭園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの										庭園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの									
庭園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの										庭園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの									
庭園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。										庭園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。									
表6-32																					
区 分	单 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	单 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考				
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定						
庭園 A	箇 所	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.88 0.88 0.88 —	0.12 1.00 1.93 —	0.12 0.75 0.75 0.12	1.12人 2.63人 3.56人 0.12人		庭園 A	箇 所	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.88 0.88 0.88 —	0.12 1.00 1.93 —	0.12 0.75 0.75 0.12	1.12人 2.63人 3.56人 0.12人					
庭園 B	箇 所	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.63 0.63 0.63 —	0.12 0.93 1.81 —	0.12 0.68 0.68 0.12	0.87人 2.24人 3.12人 0.12人		庭園 B	箇 所	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.63 0.63 0.63 —	0.12 0.93 1.81 —	0.12 0.68 0.68 0.12	0.87人 2.24人 3.12人 0.12人					
庭園 C	箇 所	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.47 0.47 0.47 —	0.08 0.75 1.50 —	0.08 0.56 0.56 0.12	0.63人 1.78人 2.53人 0.12人		庭園 C	箇 所	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.47 0.47 0.47 —	0.08 0.75 1.50 —	0.08 0.56 0.56 0.12	0.63人 1.78人 2.53人 0.12人					

## 新

## 旧

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表6-33](#)の補正率表を適用するものとする。  
注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-33

設備の延べ面積	200m <sup>2</sup> 未満 400m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満	5,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満	10,000m <sup>2</sup> 以上 14,000m <sup>2</sup> 未満
5.20	8.70	12.00

## (6) 墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、[表6-34](#)によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、[表6-35](#)により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-34

区分		判断基準							
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4m <sup>2</sup> 程度のもの (10m <sup>2</sup> 当たり3画地程度)							
	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2m <sup>2</sup> 程度のもの (10m <sup>2</sup> 当たり5画地程度)							
	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5m <sup>2</sup> 以下程度のもの (10m <sup>2</sup> 当たり7画地程度)							
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10m <sup>2</sup> 当たり3基～5基程度あるもの							
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10m <sup>2</sup> 当たり7基程度あるもの							

表6-35

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
墳墓 A	10m <sup>2</sup>	3画地程度	主任技師 技師 A 技師 B	— 0.16 0.16	— 0.08 0.27	0.05 0.06 0.33	0.05人 0.30人 0.76人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表6-32](#)の補正率表を適用するものとする。  
注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-32

設備の延べ面積	200m <sup>2</sup> 未満 400m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満	5,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満	10,000m <sup>2</sup> 以上 14,000m <sup>2</sup> 未満
5.20	8.70	12.00

## (6) 墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、[表6-33](#)によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、[表6-34](#)により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-33

区分		判断基準							
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4m <sup>2</sup> 程度のもの (10m <sup>2</sup> 当たり3画地程度)							
	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2m <sup>2</sup> 程度のもの (10m <sup>2</sup> 当たり5画地程度)							
	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5m <sup>2</sup> 以下程度のもの (10m <sup>2</sup> 当たり7画地程度)							
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10m <sup>2</sup> 当たり3基～5基程度あるもの							
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10m <sup>2</sup> 当たり7基程度あるもの							

表6-34

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
墳墓 A	10m <sup>2</sup>	3画地程度	主任技師 技師 A 技師 B	— 0.16 0.16	— 0.08 0.27	0.05 0.06 0.33	0.05人 0.30人 0.76人		

新										旧									
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人		技師 C	0.16	0.17	—	0.33人						
			技師 D	—	—	0.16	0.16人		技師 D	—	—	0.16	0.16人						
墳墓 B	10m <sup>2</sup>	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		主任技師	—	—	0.05	0.05人						
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人		技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人						
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人		技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人						
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人		技師 C	0.25	0.17	—	0.42人						
			技師 D	—	—	0.27	0.27人		技師 D	—	—	0.27	0.27人						
墳墓 C	10m <sup>2</sup>	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		主任技師	—	—	0.05	0.05人						
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人		技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人						
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人		技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人						
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57人		技師 C	0.36	0.21	—	0.57人						
			技師 D	—	—	0.38	0.38人		技師 D	—	—	0.38	0.38人						
墳墓 D	10m <sup>2</sup>	3～5基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		主任技師	—	—	0.05	0.05人						
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35人		技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35人						
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03人		技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03人						
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42人		技師 C	0.21	0.21	—	0.42人						
			技師 D	—	—	0.22	0.22人		技師 D	—	—	0.22	0.22人						
墳墓 E	10m <sup>2</sup>	7基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		主任技師	—	—	0.05	0.05人						
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人		技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人						
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人		技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人						
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62人		技師 C	0.36	0.26	—	0.62人						
			技師 D	—	—	0.38	0.38人		技師 D	—	—	0.38	0.38人						

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている靈位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。

## 7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-36により行うものとする。

表6-36

区分	単位	職種	外業	内業	計	備考
			調査	図面等		

## 7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。

表6-35

区分	単位	職種	外業	内業	計	備考
			調査	図面等		

新							
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65人	—
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56人	—
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91人	—
		技師 D	—	0.19	—	0.19人	—

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

## 8 照應建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照應建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照應建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物移転案に基づき概算額により行い、照應建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

### (1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-37により行うものとする。

表6-37

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
建物計画案の策定	計画案 1案 当たり	技師 A 技師 B	— —	0.13 0.37	— —	0.13人 0.37人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6-37を適用するものとする。

## (2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6-38により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表6-38

区 分	单 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		

旧							
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	——	0.65人	
		技師 B	0.24	0.32	——	0.56人	
		技師 C	0.24	0.67	——	0.91人	
		技師 D	——	0.19	——	0.19人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

## 8 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物移転案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

### (1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-36により行うものとする。

表6-36

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
建物計画案の策定	計画案 1案 当たり	技師 A 技師 B	—— ——	0.13 0.37	—— ——	0.13人 0.37人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6-36を適用するものとする。

## (2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6-37により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表6-37

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		

新								旧							
照応建物の設計案の作成	設計案	技師 A	――	0.06	0.14	0.20人	――	照応建物の設計案の作成	設計案	技師 A	――	0.06	0.14	0.20人	――
	1 案	技師 B	――	0.72	0.46	1.18人	――		1 案	技師 B	――	0.72	0.46	1.18人	――
当たり	技師 C	――	0.41	――	0.41人	――	技師 D	――	――	0.10	0.10人	――	0.41人	――	0.10人
	技師 D	――	――	0.10	0.10人	――	――	技師 D	――	――	0.10	0.10人	――	0.41人	――

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

(省略)

## 第9 移転工法案の検討

移転工法案の検討は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査及び第7営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討するものとする。

(省略)

## 8 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準によりがたいと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。

なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査 6工作物の調査（1）機械設備の項に準ずるものとする。

(省略)

### （4）標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-13及び表9-14のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表9-15のとおりとする。

機械設備設計標準員数

表9-13

区分	単位	規模	職種	内業		計	備考
				図面等	算定		
機械設備A	事業所	設置面積 100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人	
		設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.93	――	0.93人	
			技師 D	――	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	――	2.76人	
			技師 D	――	0.63	0.63人	

## 第9 移転工法案の検討

移転工法案の検討は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査及び第7営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討するものとする。

(省略)

## 8 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準によりがたいと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。

なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査 6工作物の調査（1）機械設備の項に準ずるものとする。

(省略)

### （4）標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-13及び表9-14のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表9-15のとおりとする。

機械設備設計標準員数

表9-13

区分	単位	規模	職種	内業		計	備考
				図面等	算定		
機械設備A	事業所	設置面積 100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人	
		設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	技師 B	0.93	――	0.93人	
			技師 D	――	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	――	2.76人	
			技師 D	――	0.63	0.63人	

新								旧							
機械設備C	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	0.42	0.60	1.02人		機械設備C	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	0.42	0.60	1.02人	
				2.87	2.89	5.76人						2.87	2.89	5.76人	
機械設備D	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	0.42	0.60	1.02人		機械設備D	事業所	設置面積 400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	0.42	0.60	1.02人	
				3.30	3.33	6.63人						3.30	3.33	6.63人	

注1 本表の区分は、[表6-16](#)のとおりとする。  
 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。  
 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。  
 注4 本表の歩掛は、[表6-17](#)の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数 表9-14

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人		

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。  
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超える50パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。  
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。  
 注4 本表は、[表6-19](#)を再掲したものである。

見積徴収者員数 表9-14

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人		

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。  
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超える50パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。  
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。  
 注4 本表は、[表6-19](#)を再掲したものである。

見積徴収者員数 表9-15

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23 0.23	— 0.41	0.36 0.23	0.59人 0.87人		

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。  
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超える50パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。  
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。  
 注4 本表は、[表6-23](#)を再掲したものである。

見積徴収者員数 表9-15

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23 0.23	— 0.41	0.36 0.23	0.59人 0.87人		

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。  
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超える50パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。  
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。  
 注4 本表は、[表6-22](#)を再掲したものである。

新	旧																								
<p><b>第11 再算定業務</b></p> <p>再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。</p> <p>(省略)</p> <p><b>3 再算定業務（再調査不要）</b></p> <p>再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。</p> <p><u>ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表6-13、表6-19、表6-23及び表6-27の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。</u></p> <p><u>なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。</u></p> <p>(省略)</p> <p><b>第15 地盤変動影響調査等</b></p> <p>地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。</p> <p>(省略)</p> <p><b>2 現地踏査</b></p> <p>現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-1-1により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 15-1-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 目</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">規 模</th> <th style="text-align: center;">職 种</th> <th style="text-align: center;">外 業</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現地踏査</td> <td style="text-align: center;">業 務</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">技師 A 技師 B 技師 C</td> <td style="text-align: center;"><u>0.39人</u> <u>0.39人</u> <u>0.39人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	種 目	単 位	規 模	職 种	外 業	備 考	現地踏査	業 務	—	技師 A 技師 B 技師 C	<u>0.39人</u> <u>0.39人</u> <u>0.39人</u>		<p style="text-align: center;">旧</p> <p><b>第11 再算定業務</b></p> <p>再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。</p> <p>(省略)</p> <p><b>3 再算定業務（再調査不要）</b></p> <p>再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。</p> <p><u>ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。</u></p> <p>(省略)</p> <p><b>第15 地盤変動影響調査等</b></p> <p>地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。</p> <p>(省略)</p> <p><b>2 現地踏査</b></p> <p>現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-1-1により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 15-1-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 目</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">規 模</th> <th style="text-align: center;">職 种</th> <th style="text-align: center;">外 業</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現地踏査</td> <td style="text-align: center;">業 務</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">技師 A 技師 B 技師 C</td> <td style="text-align: center;"><u>0.44人</u> <u>0.44人</u> <u>0.44人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	単 位	規 模	職 种	外 業	備 考	現地踏査	業 務	—	技師 A 技師 B 技師 C	<u>0.44人</u> <u>0.44人</u> <u>0.44人</u>	
種 目	単 位	規 模	職 种	外 業	備 考																				
現地踏査	業 務	—	技師 A 技師 B 技師 C	<u>0.39人</u> <u>0.39人</u> <u>0.39人</u>																					
種 目	単 位	規 模	職 种	外 業	備 考																				
現地踏査	業 務	—	技師 A 技師 B 技師 C	<u>0.44人</u> <u>0.44人</u> <u>0.44人</u>																					

#### 4 事前調査

##### (1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15-1-2

区分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.78	0.30	——	1.08人	
			技師 B	0.78	0.93	——	1.71人	
			技師 C	0.78	0.56	——	1.34人	
			技師 D	——	0.58	——	0.58人	
木造建物B	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.93	0.34	——	1.27人	
			技師 B	0.93	0.82	——	1.75人	
			技師 C	0.93	0.66	——	1.59人	
			技師 D	——	0.50	——	0.50人	
木造建物C	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.55	0.25	——	0.80人	
			技師 B	0.55	0.63	——	1.18人	
			技師 C	0.55	0.33	——	0.88人	
			技師 D	——	0.47	——	0.47人	
木造特殊建物	棟	50m <sup>2</sup> 以上 70m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.59	0.22	——	0.81人	
			技師 B	0.59	0.92	——	1.51人	
			技師 C	0.59	0.19	——	0.78人	
			技師 D	——	0.54	——	0.54人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A	1.07	0.39	——	1.46人	
			技師 B	1.07	1.13	——	2.20人	
			技師 C	1.07	0.78	——	1.85人	
			技師 D	——	0.68	——	0.68人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A	1.06	0.40	——	1.46人	
			技師 B	1.06	1.39	——	2.45人	
			技師 C	1.06	0.73	——	1.79人	
			技師 D	——	0.47	——	0.47人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.67	0.30	——	0.97人	
			技師 B	0.67	0.77	——	1.44人	
			技師 C	0.67	0.48	——	1.15人	
			技師 D	——	0.59	——	0.59人	

#### 4 事前調査

##### (1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15-1-2

区分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.60	0.21	——	0.81人	
			技師 B	0.60	0.17	——	0.77人	
			技師 C	0.60	0.79	——	1.39人	
			技師 D	——	0.27	——	0.27人	
木造建物B	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.72	0.22	——	0.94人	
			技師 B	0.72	0.20	——	0.92人	
			技師 C	0.72	0.88	——	1.60人	
			技師 D	——	0.27	——	0.27人	
木造建物C	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.33	0.14	——	0.47人	
			技師 B	0.33	0.17	——	0.50人	
			技師 C	0.33	0.51	——	0.84人	
			技師 D	——	0.22	——	0.22人	
木造特殊建物	棟	50m <sup>2</sup> 以上 70m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.29	0.12	——	0.41人	
			技師 B	0.29	0.32	——	0.61人	
			技師 C	0.29	0.55	——	0.84人	
			技師 D	——	0.35	——	0.35人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.89	0.23	——	1.12人	
			技師 B	0.89	0.47	——	1.36人	
			技師 C	0.89	1.21	——	2.10人	
			技師 D	——	0.35	——	0.35人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.87	0.29	——	1.16人	
			技師 B	0.87	0.52	——	1.39人	
			技師 C	0.87	1.33	——	2.20人	
			技師 D	——	0.24	——	0.24人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.45	0.19	——	0.64人	
			技師 B	0.45	0.28	——	0.73人	
			技師 C	0.45	0.85	——	1.30人	
			技師 D	——	0.24	——	0.24人	

新							旧						
注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあっては表15-1-3、木造特殊建物にあっては表15-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあっては表15-1-5の補正率表を適用するものとする。							注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあっては表15-1-3、木造特殊建物にあっては表15-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあっては表15-1-5の補正率表を適用するものとする。						
注2 建物1棟が複数の区分所有権者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表15-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。							注2 建物1棟が複数の区分所有権者によって共同所有となっているときは、本表によらず表15-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。						
木造建物A、B及びCの補正率							木造建物A、B及びCの補正率						
表15-1-3							表15-1-3						
建物延べ面積	70m <sup>2</sup> 未満 130m <sup>2</sup> 未満	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満 200m <sup>2</sup> 未満	130m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上 450m <sup>2</sup> 未満	450m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満 1,000m <sup>2</sup> 未満 2,000m <sup>2</sup> 未満	建物延べ面積	70m <sup>2</sup> 未満 130m <sup>2</sup> 未満	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満 200m <sup>2</sup> 未満	130m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上 450m <sup>2</sup> 未満	450m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満 1,000m <sup>2</sup> 未満 2,000m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00	補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00
木造特殊建物の補正率							木造特殊建物の補正率						
表15-1-4							表15-1-4						
建物延べ面積	50m <sup>2</sup> 未満 70m <sup>2</sup> 未満	50m <sup>2</sup> 以上 70m <sup>2</sup> 未満	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	130m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満 700m <sup>2</sup> 未満	建物延べ面積	50m <sup>2</sup> 未満 70m <sup>2</sup> 未満	50m <sup>2</sup> 以上 70m <sup>2</sup> 未満	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	130m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満 700m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.50	補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.50
非木造建物イ、ロ及びハの補正率							非木造建物イ、ロ及びハの補正率						
表15-1-5							表15-1-5						
建物延べ面積	200m <sup>2</sup> 未満 400m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 1,500m <sup>2</sup> 未満 2,000m <sup>2</sup> 未満	建物延べ面積	200m <sup>2</sup> 未満 400m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	400m <sup>2</sup> 以上 600m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	600m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 1,500m <sup>2</sup> 未満 2,000m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	2.60	補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	2.60
1,000m <sup>2</sup> 以上 1,500m <sup>2</sup> 未満 2,000m <sup>2</sup> 未満							1,000m <sup>2</sup> 以上 1,500m <sup>2</sup> 未満 2,000m <sup>2</sup> 未満						
3,000m <sup>2</sup> 以上 4,000m <sup>2</sup> 未満 5,000m <sup>2</sup> 未満							3,000m <sup>2</sup> 以上 4,000m <sup>2</sup> 未満 5,000m <sup>2</sup> 未満						
4,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満 6,000m <sup>2</sup> 未満							4,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満 6,000m <sup>2</sup> 未満						
5,000m <sup>2</sup> 以上 7,000m <sup>2</sup> 未満 10,000m <sup>2</sup> 未満							5,000m <sup>2</sup> 以上 7,000m <sup>2</sup> 未満 10,000m <sup>2</sup> 未満						
7,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 15,000m <sup>2</sup> 未満							7,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満 15,000m <sup>2</sup> 未満						
10,000m <sup>2</sup> 以上 15,000m <sup>2</sup> 未満 21,000m <sup>2</sup> 未満							10,000m <sup>2</sup> 以上 15,000m <sup>2</sup> 未満 21,000m <sup>2</sup> 未満						
15,000m <sup>2</sup> 以上 21,000m <sup>2</sup> 未満							15,000m <sup>2</sup> 以上 21,000m <sup>2</sup> 未満						
21,000m <sup>2</sup> 以上 26,000m <sup>2</sup> 未満							21,000m <sup>2</sup> 以上 26,000m <sup>2</sup> 未満						
26,000m <sup>2</sup> 以上 31,000m <sup>2</sup> 未満							26,000m <sup>2</sup> 以上 31,000m <sup>2</sup> 未満						
31,000m <sup>2</sup> 以上 36,000m <sup>2</sup> 未満							31,000m <sup>2</sup> 以上 36,000m <sup>2</sup> 未満						
36,000m <sup>2</sup> 以上 41,000m <sup>2</sup> 未満							36,000m <sup>2</sup> 以上 41,000m <sup>2</sup> 未満						
41,000m <sup>2</sup> 以上 46,000m <sup>2</sup> 未満							41,000m <sup>2</sup> 以上 46,000m <sup>2</sup> 未満						
46,000m <sup>2</sup> 以上 51,000m <sup>2</sup> 未満							46,000m <sup>2</sup> 以上 51,000m <sup>2</sup> 未満						
51,000m <sup>2</sup> 以上 56,000m <sup>2</sup> 未満							51,000m <sup>2</sup> 以上 56,000m <sup>2</sup> 未満						
56,000m <sup>2</sup> 以上 61,000m <sup>2</sup> 未満							56,000m <sup>2</sup> 以上 61,000m <sup>2</sup> 未満						
61,000m <sup>2</sup> 以上 66,000m <sup>2</sup> 未満							61,000m <sup>2</sup> 以上 66,000m <sup>2</sup> 未満						
66,000m <sup>2</sup> 以上 71,000m <sup>2</sup> 未満							66,000m <sup>2</sup> 以上 71,000m <sup>2</sup> 未満						
71,000m <sup>2</sup> 以上 76,000m <sup>2</sup> 未満							71,000m <sup>2</sup> 以上 76,000m <sup>2</sup> 未満						
76,000m <sup>2</sup> 以上 81,000m <sup>2</sup> 未満							76,000m <sup>2</sup> 以上 81,000m <sup>2</sup> 未満						
81,000m <sup>2</sup> 以上 86,000m <sup>2</sup> 未満							81,000m <sup>2</sup> 以上 86,000m <sup>2</sup> 未満						
86,000m <sup>2</sup> 以上 91,000m <sup>2</sup> 未満							86,000m <sup>2</sup> 以上 91,000m <sup>2</sup> 未満						
91,000m <sup>2</sup> 以上 96,000m <sup>2</sup> 未満							91,000m <sup>2</sup> 以上 96,000m <sup>2</sup> 未満						
96,000m <sup>2</sup> 以上 101,000m <sup>2</sup> 未満							96,000m <sup>2</sup> 以上 101,000m <sup>2</sup> 未満						
101,000m <sup>2</sup> 以上 106,000m <sup>2</sup> 未満							101,000m <sup>2</sup> 以上 106,000m <sup>2</sup> 未満						
106,000m <sup>2</sup> 以上 111,000m <sup>2</sup> 未満							106,000m <sup>2</sup> 以上 111,000m <sup>2</sup> 未満						
111,000m <sup>2</sup> 以上 116,000m <sup>2</sup> 未満							111,000m <sup>2</sup> 以上 116,000m <sup>2</sup> 未満						
116,000m <sup>2</sup> 以上 121,000m <sup>2</sup> 未満							116,000m <sup>2</sup> 以上 121,000m <sup>2</sup> 未満						
121,000m <sup>2</sup> 以上 126,000m <sup>2</sup> 未満							121,000m <sup>2</sup> 以上 126,000m <sup>2</sup> 未満						
126,000m <sup>2</sup> 以上 131,000m <sup>2</sup> 未満							126,000m <sup>2</sup> 以上 131,000m <sup>2</sup> 未満						
131,000m <sup>2</sup> 以上 136,000m <sup>2</sup> 未満							131,000m <sup>2</sup> 以上 136,000m <sup>2</sup> 未満						
136,000m <sup>2</sup> 以上 141,000m <sup>2</sup> 未満							136,000m <sup>2</sup> 以上 141,000m <sup>2</sup> 未満						
141,000m <sup>2</sup> 以上 146,000m <sup>2</sup> 未満							141,000m <sup>2</sup> 以上 146,000m <sup>2</sup> 未満						
146,000m <sup>2</sup> 以上 151,000m <sup>2</sup> 未満							146,000m <sup>2</sup> 以上 151,000m <sup>2</sup> 未満						
151,000m <sup>2</sup> 以上 156,000m <sup>2</sup> 未満							151,000m <sup>2</sup> 以上 156,000m <sup>2</sup> 未満						
156,000m <sup>2</sup> 以上 161,000m <sup>2</sup> 未満							156,000m <sup>2</sup> 以上 161,000m <sup>2</sup> 未満						
161,000m <sup>2</sup> 以上 166,000m <sup>2</sup> 未満							161,000m <sup>2</sup> 以上 166,000m <sup>2</sup> 未満						
166,000m <sup>2</sup> 以上 171,000m <sup>2</sup> 未満							166,000m <sup>2</sup> 以上 171,000m <sup>2</sup> 未満						
171,000m <sup>2</sup> 以上 176,000m <sup>2</sup> 未満							171,000m <sup>2</sup> 以上 176,000m <sup>2</sup> 未満						
176,000m <sup>2</sup> 以上 181,000m <sup>2</sup> 未満							176,000m <sup>2</sup> 以上 181,000m <sup>2</sup> 未満						
181,000m <sup>2</sup> 以上 186,000m <sup>2</sup> 未満													



新								旧											
区分	単位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考	区分	単位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調査	図面等	算 定	調査							調査	図面等	算 定			
木造建物A	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.71 0.71 0.71 —	0.26 0.74 0.45 0.65	— — — —	0.97人 1.45人 1.16人 0.65人	0.97人		木造建物A	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.53 0.53 0.53 —	0.23 0.23 0.43 0.24	— — — —	0.76人 0.76人 0.96人 0.24人	0.76人	
木造建物B	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.84 0.84 0.84 —	0.37 0.66 0.61 0.50	— — — —	1.21人 1.50人 1.45人 0.50人	1.21人		木造建物B	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.64 0.64 0.64 —	0.23 0.23 0.54 0.24	— — — —	0.87人 0.87人 1.18人 0.24人	0.87人	
木造建物C	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.46 0.46 0.46 —	0.23 0.74 0.32 0.55	— — — —	0.69人 1.20人 0.78人 0.55人	0.69人		木造建物C	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.25 0.25 0.25 —	0.25 0.26 0.14 0.27	— — — —	0.50人 0.51人 0.39人 0.27人	0.50人	
木造特殊建物	棟	50m <sup>2</sup> 以上 70m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.57 0.57 0.57 —	0.28 0.65 0.23 0.51	— — — —	0.85人 1.22人 0.80人 0.51人	0.85人		木造特殊建物	棟	50m <sup>2</sup> 以上 70m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.27 0.27 0.27 —	0.27 0.28 0.16 0.28	— — — —	0.54人 0.55人 0.43人 0.28人	0.54人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	1.17 1.17 1.17 —	0.36 0.65 0.33 0.60	— — — —	1.53人 1.82人 1.50人 0.60人	1.53人		非木造建物 (用途区分) イ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.85 0.85 0.85 —	0.21 0.36 0.62 0.37	— — — —	1.06人 1.21人 1.47人 0.37人	1.06人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	1.00 1.00 1.00 —	0.38 0.73 0.54 0.74	— — — —	1.38人 1.73人 1.54人 0.74人	1.38人		非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.80 0.80 0.80 —	0.27 0.34 0.54 0.51	— — — —	1.07人 1.14人 1.34人 0.51人	1.07人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.66 0.66 0.66 —	0.23 0.68 0.38 0.63	— — — —	0.89人 1.34人 1.04人 0.63人	0.89人		非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.47 0.47 0.47 —	0.20 0.26 0.27 0.39	— — — —	0.67人 0.73人 0.74人 0.39人	0.67人	

2,000m <sup>2</sup> 以上 3,300m <sup>2</sup> 未満	3,300m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満
5.70	7.70

## 5 事後調査

### (1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15-1-10により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15-1-10

## 5 事後調査

### (1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15-1-9により行うものとする。

表15-1-9

## 新

## 旧

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-4及び表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有権者又は借家人によって集合住宅となっているときには、本表によらず表15-1-11により直接人件費の積算を行うものとする。

表15-1-11

区分	単位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
区分所有建物等	戸	35m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.20	0.11	—	0.31人		
			技師 B	0.20	0.13	—	0.33人		
		65m <sup>2</sup> 未満	技師 C	0.20	0.07	—	0.27人		
			技師 D	—	0.09	—	0.09人		

注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-7の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

## (2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15-1-12によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15-1-12

区分	単位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
工 作 物	箇所	100m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.41	0.21	—	0.62人		
			技師 B	0.41	0.38	—	0.79人		
		300m <sup>2</sup> 未満	技師 C	0.41	0.28	—	0.69人		
			技師 D	—	0.34	—	0.34人		

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内的一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率を適用するものとする。

## 6 算 定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これらに要する業務費の積算は、表15-1-13により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定には適用しないものとする。なお、その場合は、別途見積等を徴収して対応するものとする。

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-4及び表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有権者により共同所有となっているときには、本表によらず表15-1-10により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

表15-1-10

区分	単位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
区分所有建物	戸	130m <sup>2</sup> 程度	技師 A	0.25	0.06	—	0.31人		
			技師 B	0.25	0.08	—	0.33人		
			技師 C	0.25	0.12	—	0.37人		
			技師 D	—	0.08	—	0.08人		

## (2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内的一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15-1-11によるものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-8の補正率表を適用するものとする。

表15-1-11

区分	単位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
工 作 物	箇所	100m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.21	0.12	—	0.33人		
			技師 B	0.21	—	—	0.21人		
		500m <sup>2</sup> 未満	技師 C	0.21	0.24	—	0.45人		
			技師 D	—	0.13	—	0.13人		

注 建物調査の歩掛（表15-1-9）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

## 6 算 定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これらに要する業務費の積算は、表15-1-12により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定には適用しないものとする。なお、その場合は、別途見積等を徴収して対応するものとする。

新

旧

表15-1-13

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
木造建物	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 C 技師 D	— — —	0.21 0.72 0.14	0.12 0.24 0.14	0.33人 0.96人 0.14人		
非木造建物	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 C 技師 D	— — —	0.38 1.14 0.15	0.26 0.34 0.15	0.64人 1.48人 0.15人		
区分所有 建物等	戸	35m <sup>2</sup> 以上 65m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 C 技師 D	— — —	0.10 0.25 0.04	0.07 0.13 0.04	0.17人 0.38人 0.04人		
工作物	箇所	100m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 C 技師 D	— — —	0.18 0.41 0.08	0.12 0.13 0.08	0.30人 0.54人 0.08人		

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-5、表15-1-7及び表15-1-9の補正率表を適用するものとする。

(省略)

表15-1-12

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
木造建物	棟	70m <sup>2</sup> 以上 130m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 C 技師 D	— — —	0.23 0.58 0.11	0.15 0.13 0.11	0.38人 0.71人 0.11人		
非木造建物	棟	200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 C 技師 D	— — —	0.39 1.00 0.13	0.26 0.32 0.13	0.65人 1.32人 0.13人		
区分所有建物	戸	130m <sup>2</sup> 程度	技師 A 技師 C 技師 D	— — —	0.04 0.31 0.04	0.06 0.12 0.04	0.10人 0.43人 0.04人		
工作物	箇所	100m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	技師 A 技師 C 技師 D	— — —	0.19 0.39 0.08	0.13 0.08 0.08	0.32人 0.47人 0.08人		

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-4、表15-1-5及び表15-1-8の補正率表を適用するものとする。

(省略)

新

別表

## 設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
共	打合せ協議		業 務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
通	作業計画の策定		業 務	1	
権	公図等の転写		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。
	地積測量図転写		m <sup>2</sup>	100	
	土地の登記記録の調査		m <sup>2</sup>	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初	m <sup>2</sup>	100	
		追跡	人	1	
	公図等転写連続図作成		m <sup>2</sup>	100	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
調査	法令関係資料の調査		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。
	現況利用調査		m <sup>2</sup>	100	
	聞き取り調査（自治体）		機 間	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		m <sup>2</sup>	100	
	地形図等調査		m <sup>2</sup>	100	
	聞き取り調査（地元精通者等）		m <sup>2</sup>	100	
	報告書作成		業 務	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	木造建物		棟	1	
建物等	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	<b>建物</b>	<b>見積</b>	<b>棟</b>	<b>1</b>	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設 備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	生産設備	見積	台	1	

旧

別表

## 設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
共	打合せ協議		業 務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
通	作業計画の策定		業 務	1	
権	公図等の転写		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。
	地積測量図転写		m <sup>2</sup>	100	
	土地の登記記録の調査		m <sup>2</sup>	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初	m <sup>2</sup>	100	
		追跡	人	1	
	公図等転写連続図作成		m <sup>2</sup>	100	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
調査	法令関係資料の調査		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。
	現況利用調査		m <sup>2</sup>	100	
	聞き取り調査（自治体）		機 間	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		m <sup>2</sup>	100	
	地形図等調査		m <sup>2</sup>	100	
	聞き取り調査（地元精通者等）		m <sup>2</sup>	100	
	報告書作成		業 務	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	木造建物		棟	1	
建物等	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	<b>建物</b>	<b>見積</b>	<b>棟</b>	<b>1</b>	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設 備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	

新					旧				
調査の 立竹木	附帯工作物		戸	1					
	附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1					
	独立工作物		箇 所	1					
	独立工作物	見積	箇 所	1					
	立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。				
	庭園		箇 所	1					
	墳墓等		m <sup>2</sup>	1					
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1					
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1					
		照応建物の設計案の作成	案	1					
営業その他の 調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
	現地踏査		業 務	1					
	営業		事業所	1					
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1					
		賃貸物件	事業所	1					
	居住者		世 带	1					
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1					
		店舗	店 舗	1					
		事務所、工場、倉庫	事業所	1					
	その他通損	仮住居、借家人	世 带	1					
		移転雑費	所有者	1					
	その他	仮住居有	世 带	1					
		仮住居無	世 带	1					
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
	現地踏査		業 務	1					
	関係資料収集		権利者	1					
	企業内容等の調査		事業所	1					
	敷地使用実態の調査		事業所	1					
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1					
	建物調査		棟	1					
	機械設備等調査		事業所	1					
移転	移転計画案の作成		事業所	1					
	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
	現地踏査		業 務	1					
	関係資料収集		権利者	1					
工	企業内容等の調査		事業所	1					

## 新

工 法 案 の 検 討	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作成		事業所	1	
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計		事業所	1	
	機械設備設計	見積	台	1	
事 業 認 定 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	現地調査等		業 務	1	
	資料の収集及び作成		業 務	1	
	調書等の作成		業 務	1	
	添付図面の作成		種 類	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
裁 決 申 請 図 書 の 作 成	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案)等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調書添付図面	筆	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
再 算 定 業 務	その他参考図書の作成		件	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
土 地	現地踏査		業 務	1	
	地域区分及び標準地選定等		業 務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	

## 旧

法 案 の 検 討	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作成		事業所	1	
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計		事業所	1	
	機械設備設計	見積	台	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
事 業 認 定 申 請 図 書 の 作 成	現地踏査		業 務	1	
	現地調査等		業 務	1	
	資料の収集及び作成		業 務	1	
	調書等の作成		業 務	1	
	添付図面の作成		種 類	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
裁 決 申 請 図 書 の 作 成		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案)等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調書添付図面	筆	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
再 算 定 業 務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
土 地	地域区分及び標準地選定等		業 務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	

新					旧				
地 評 価	標準地価格の算定		標準地	1					
	各画地の評価格算定		1画地	1					
	残地補償算定		1画地	1					
	評価格の調整		業 務	1					
	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
	現地踏査		業 務	1					
	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1					
		補償説明等B	権利者	1					
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1					
		補償説明等B	権利者	1					
消費 税 等 調 査	補償説明	補償説明等A	権利者	1					
	補償説明	補償説明等B	権利者	1					
	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
消費 税 等 調 査	消費税等調査	営業調査有	事業者	1					
	消費税等調査	営業調査無	事業者	1					
	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
事 前 調 査  事 後 調 査 及 び 算 定	現地踏査		業 務	1					
	事前調査	木造建物・木造特殊建 物・非木造建物	棟	1					
		区分所有建物等	戸	1					
		工作物	箇 所	1					
	事後調査	木造建物・木造特殊建 物・非木造建物	棟	1					
		区分所有建物等	戸	1					
		工作物	箇 所	1					
		木造建物・非木造建物	棟	1					
	算定	区分所有建物等	戸	1					
		工作物	箇 所	1					
		木造建物・非木造建物	戸	1					
費用 負 担 の 説 明	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
	現地踏査		業 務	1					
	概況ヒアリング等		権利者	1					
	説明資料等の作成等		権利者	1					
	費用負担説明		権利者	1					
評 価 補 償 説 明 消 費 税 等 調 査  事 前 調 査  事 後 調 査 及 び 算 定  費 用 負 担 の 説 明	各画地の評価格算定				1画地	1			
	残地補償算定				1画地	1			
	評価格の調整				業 務	1			
	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
	現地踏査				業 務	1			
	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	補償説明等A	権利者	1		
		補償説明等B	権利者	1	補償説明等B	権利者	1		
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	補償説明等A	権利者	1		
		補償説明等B	権利者	1	補償説明等B	権利者	1		
	補償説明	補償説明等A	権利者	1	補償説明等A	権利者	1		
		補償説明等B	権利者	1	補償説明等B	権利者	1		
	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1					
		営業調査無	事業者	1					
	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
	現地踏査				業 務	1			
	事前調査  事後調査 及 び 算 定	木造建物・木造特殊建 物・非木造建物	棟	1	木造建物・木造特殊建 物・非木造建物	棟	1		
		区分所有建物	戸	1	区分所有建物	戸	1		
		工作物	箇 所	1	工作物	箇 所	1		
		木造建物・木造特殊建 物・非木造建物	戸	1	木造建物・木造特殊建 物・非木造建物	戸	1		
	事後調査	区分所有建物	戸	1	区分所有建物	戸	1		
		工作物	箇 所	1	工作物	箇 所	1		
		木造建物・非木造建物	戸	1	木造建物・非木造建物	戸	1		
		区分所有建物	戸	1	区分所有建物	戸	1		
	算定	工作物	箇 所	1	工作物	箇 所	1		
		木造建物・非木造建物	戸	1	木造建物・非木造建物	戸	1		
		区分所有建物	戸	1	区分所有建物	戸	1		
	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
	現地踏査				業 務	1			
	概況ヒアリング等				権利者	1			
	説明資料等の作成等				権利者	1			
	費用負担説明				権利者	1			